


新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

離婚等により子育て世帯への臨時特別給付金を 受け取れなかった人へ給付金を支給します

0歳から高校3年生までの児童を対象とした子育て世帯への臨時特別給付金について、児童を養育しているにも関わらず、離婚等※1により給付金を受け取っていない人を対象に給付金を支給します。

※1：離婚等とは、離婚協議中で配偶者と別居している場合を含みます。その場合、客観的に事実を確認できる書類が必要です。

対象児童	市内在住の平成15年4月2日以降に生まれた児童 ※児童が婚姻している場合は対象外です。
支給対象者	①令和3年9月分の児童手当受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当受給者になった人 ②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している人 ※元養育者から給付金を受け取っている場合や、元養育者が給付金を子どものために使っている場合は支給対象外です。 ※養育者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満に限ります。 (例)扶養親族等の数が3人の場合、年収960万円以下が対象
支給額	児童1人あたり10万円
申請方法	支給対象者に該当すると思われる人には市から案内を送付しましたので、申請書の子育て支援課に郵送または持参してください。 支給対象者に該当する人で、市から案内が届いていない場合は、市ホームページから申請書をダウンロードして申請してください。 
問い合わせ先	〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課 ☎ 82-1175 (平日 8:30 ~ 17:15)

中止のイベント

3月 5日(土)	縄地ヶ鼻公園水仙まつり
3月 6日(日)	山陽小野田ふるさと凧あげフェスティバル
3月 19日(土) ~ 22日(火)	山陽小野田市高校サッカーフェスティバル

臨時特別給付金の「振り込め詐欺」 「個人情報の詐取」にご注意を！

自宅や職場などに、公的機関の職員などをかたる不審な電話があった場合や郵便が届いた場合は、市役所や警察署にご連絡ください。

◆山陽小野田市ワクチン接種コールセンター ワクチン接種に関する質問を受け付けます。

☎ 0570-050-062 【平日 8:30 ~ 17:15】

副反応や有効性・安全性など医療関連の相談は、山口県ワクチン接種専門相談センター(☎ 083-902-2277、毎日 24 時間対応)へ。

◆山口県受診相談センター

感染症に関する症状や感染予防、検査方法等について、専従スタッフによる助言や情報提供が受けられます。

7700 (IP 電話、ひかり電話など ☎ 083-902-2510) 【毎日 24 時間対応】

◆市の健康相談窓口 感染予防・健康に関する相談・ワクチンに関する相談等について受け付けています。

●健康増進課 ☎ 71-1814 FAX 39-5624 【平日 8:30 ~ 17:15】